)

不利益処分の処分基準

処	分 名	収入の額の認定(収入の申告等)
根拠法及び条項		多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 15 条
所 管	部 課 名	建設部 建築住宅課 建築設計・市営住宅グループ
	関係条項	公営住宅法第 16 条第 1 項·公営住宅法施行規則第 8 条·公営住宅法施行令第 6 条第 4 項·多治見市営住宅管理条例第 14 条
処		収入額の認定(収入の申告) ● 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、収入申告により、近傍同種の住宅の家賃以下で、令2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入申告がない場合において、第33条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないとき
分	基準	は、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。
基		 収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。 市長は、収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。 入居者は、認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合におい
準		て、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理 由があると認めるときは、当該認定を更正する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
備	考	